

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年2月22日認可した。

令和3年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）村瀬池地区
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（一般）三十六地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西大角1号地区